



芦屋市

屋外広告物ガイドライン

Design Guidelines for Advertising Signs in Ashiya City

平成 29 年 4 月

問い合わせ

芦屋市 都市建設部 都市計画課 〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

TEL : 0797-31-2121 (代) FAX : 0797-38-2164



芦屋市 屋外広告物 ガイドライン

Design Guidelines for Advertising Signs in Ashiya City

平成 29 年 4 月
芦屋市

もくじ

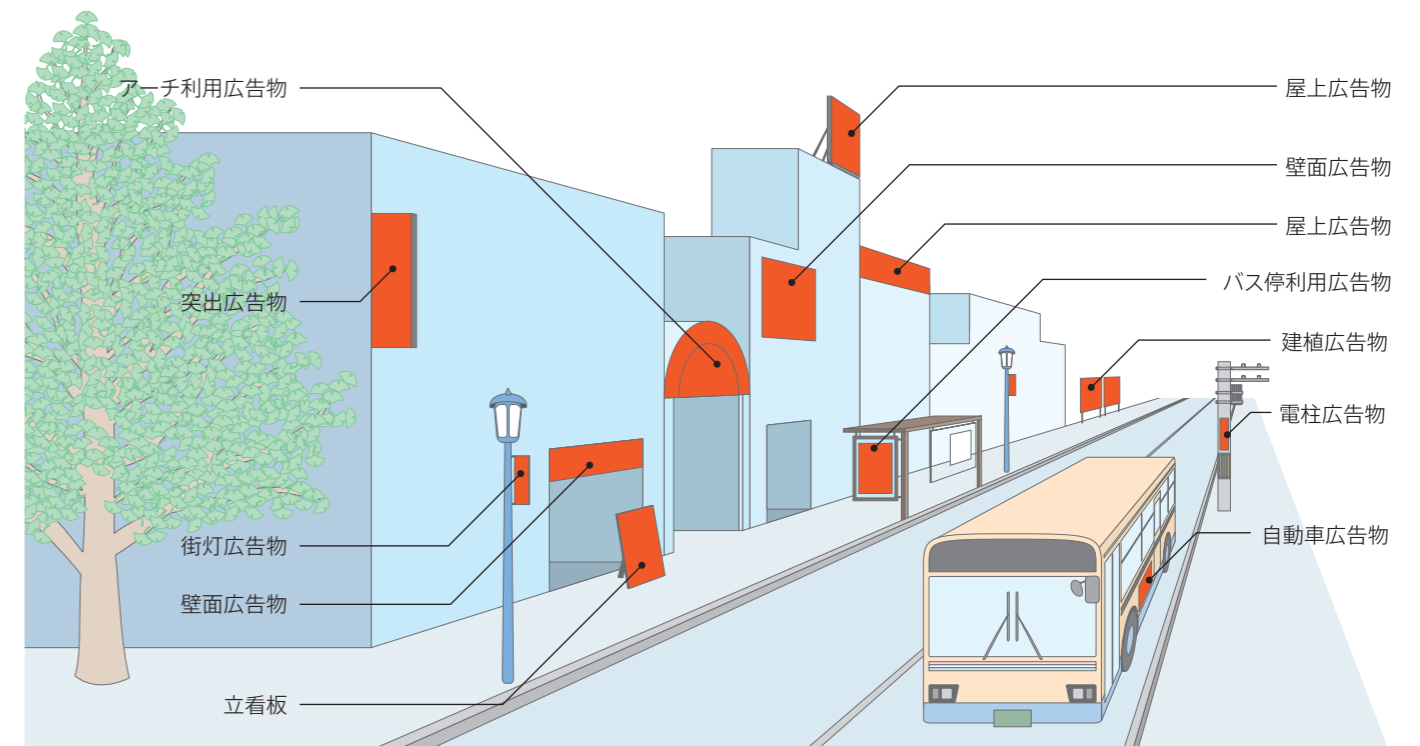
屋外広告物とは	4
広告主等に係る義務	4
禁止物件など	5
禁止物件などの適用除外	5
広告物として使用を禁止する材料,方法等(全市域共通)	6
地域の区分	9
大規模店舗等における自家用広告物の緩和	13
各基準の考え方・例	14
色彩	15
配色の例	16
案内誘導広告物	17
その他の屋外広告物	18
自動車に表示する広告物	20
よりよい広告物の具体例	21
● 統一感のある落ち着いた広告デザイン	21
● 周囲との調和を考える	23
● デザインに配慮した公共広告物	26

屋外広告物とは

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものをいいます。看板やポスターなどのほか、壁面に直接表示する文字や、商品名、シンボルマーク、写真など、第三者に一定のイメージを与えるものが該当します。

また、商業広告でない非営利目的のものであっても、屋外広告物に該当します。

ただし、街頭で配布されるチラシ、駅の改札口の内側にあるもの、大学の構内など特定の人のみ見ることができるもの、建築物の窓ガラス等の内側から表示されているもの、音響広告等については、屋外広告物とはみなされません。



広告主等に係る義務

① 管理義務（広告主、広告物等管理者）

- ア) 補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持する。
- イ) 損傷、腐食、劣化の状況について随時安全点検を行い、許可更新時に報告書を提出する。
- ウ) 高さ4m超又は表示面積10㎡超の広告物については、有資格者（屋外広告士、一級・二級建築士、電気主任技術者等）を管理者として置く。

② 調整義務（広告主、広告物等管理者、施設管理者）

一団の土地、一の建築物又は工作物において、広告主が異なる複数の広告物が掲出される場合、全ての広告物が芦屋市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定に適合し、統一感のある広告物になるよう相互に調整する。

③ 除却義務（広告主、広告物等管理者）

- 次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、広告物等（広告部分だけでなく、架台や枠組等すべて）を除却する。
- ア) 許可期間が満了したとき。
 - イ) 許可が取り消されたとき。
 - ウ) 広告物等の掲出が必要なくなったとき。

禁止物件など

広告物を掲出できない物件（禁止物件）

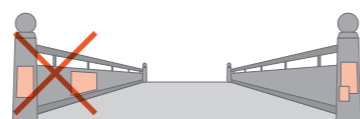
- ① 橋，トンネル，高架構造物，分離帯
- ② 石垣，擁壁その他これらに類するもの
- ③ 街路樹，路傍樹
- ④ 信号機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー，道路上の柵等
- ⑤ パーキング・メーター，パーキング・チケット発給設備
- ⑥ 市長が指定する区域内にある電柱，街灯その他これらに類するもの
- ⑦ 消火栓，火災報知器，望楼
- ⑧ 郵便ポスト，公衆電話ボックス
- ⑨ 送電塔，送受信塔，照明塔
- ⑩ 煙突，水道タンクその他これらに類するもの
- ⑪ 銅像，神仏像，記念碑その他これらに類するもの
- ⑫ 景観重要建造物，景観重要樹木
- ⑬ 道路の路面

はり紙，はり札，広告旗，立看板を掲出できない物件（はり紙等禁止物件）

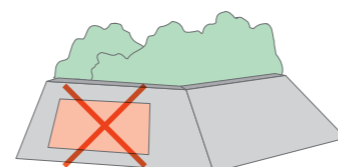
- ① 電柱，街灯その他これらに類するもの
- ② アーチの支柱，アーケードの支柱

掲出してはいけない広告物（禁止広告物）

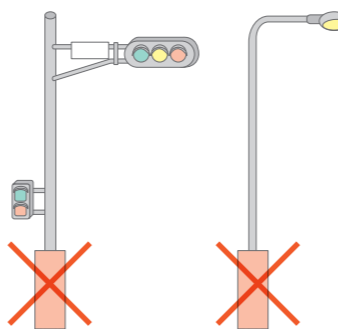
- ① 著しく汚染，退色し，又は塗料の剥離したもの
- ② 著しく破損し，又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識に類似し，又はこれらの効用を妨げる恐れがあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害し，又はそのおそれがあるもの



橋

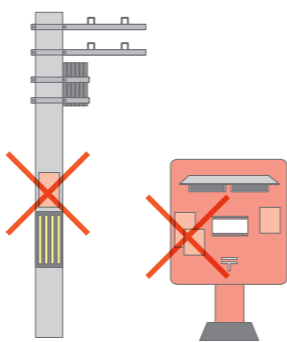


擁壁



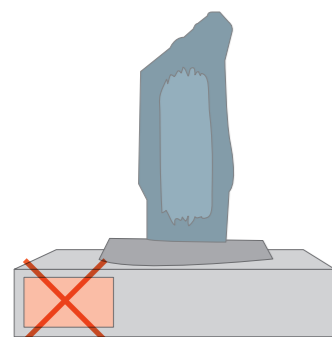
信号機

街灯柱

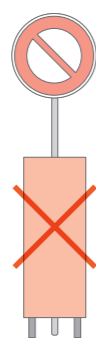


電柱

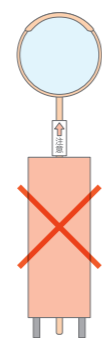
郵便ポスト



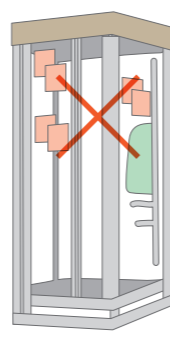
記念碑



道路標識



カーブミラー



電話ボックス

禁止物件などの適用除外

禁止物件に掲出可能なもの（許可不要）

- ① 他の法令の規定により表示するもの
- ② 国や地方公共団体が設置する公共目的のもの
- ③ 健康保険組合，社会福祉法人，自治会等が設置する公共目的のもの
- ④ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
- ⑤ 非常災害のため必要な応急措置として表示するもの
- ⑥ 公益上必要な施設に寄贈者名等を表示するもので別途定める基準に適合するもの

禁止物件に掲出できるもの

- ① 石垣，擁壁，送電塔，煙突，水道タンク等に掲出する自家用広告物等で別途定める基準に適合するもの
- ② 管理用広告物等

許可不要広告物 注）禁止物件以外は掲出可

- ① 自家用広告物等で別途定める基準に適合するもの
- ② 管理用広告物等で別途定める基準に適合するもの
- ③ 冠婚葬祭又は祭礼のため，一時的に表示する広告物
- ④ 講演会，展覧会，音楽会等のため，会場の敷地内に表示するもので別途定める基準に適合するもの
- ⑤ 自動車に表示する広告物のうち下記のいずれかに該当するもの
 - ア) 所有者等の氏名，名称，店名，商標，自己の事業の内容等を表示するもの
 - イ) 道路運送車両法による登録を受けた本拠地の屋外広告物の規制に適合するもの
- ⑥ 人，動物，自転車等に表示するもの
- ⑦ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- ⑧ 非営利活動のために表示する広告物のうち下記のすべてに該当するもの
 - ア) 政治活動，宗教活動，労働運動等のために行う宣伝，集会，行事等を表示
 - イ) 表示期間30日以内
 - ウ) 貼紙・貼札0.5㎡以下，のぼり旗・立看板2㎡以下
 - エ) 貼紙を掲出する物件2㎡以下
 - オ) 広告主又は管理者の名称・連絡先を表記（自己の敷地に掲出されている場合を除く。）

許可の特例

周囲の景観に良い影響を及ぼすようなデザインが優れている広告物のうち，景観アドバイザーの意見を聴いたうえで市が認めるものについては，規制内容に関わらず許可することができます。

景観への配慮

条例に基づく規定の適用除外であっても，できる限り規定に適合したものとすることにより，周囲の景観に調和した広告物となるよう，ご配慮願います。

広告物として使用を禁止する材料, 方法等 (全市域共通)

① 蛍光塗料, 蛍光フィルム, 反射光の強い塗料の使用禁止

② きつい色の組合せ

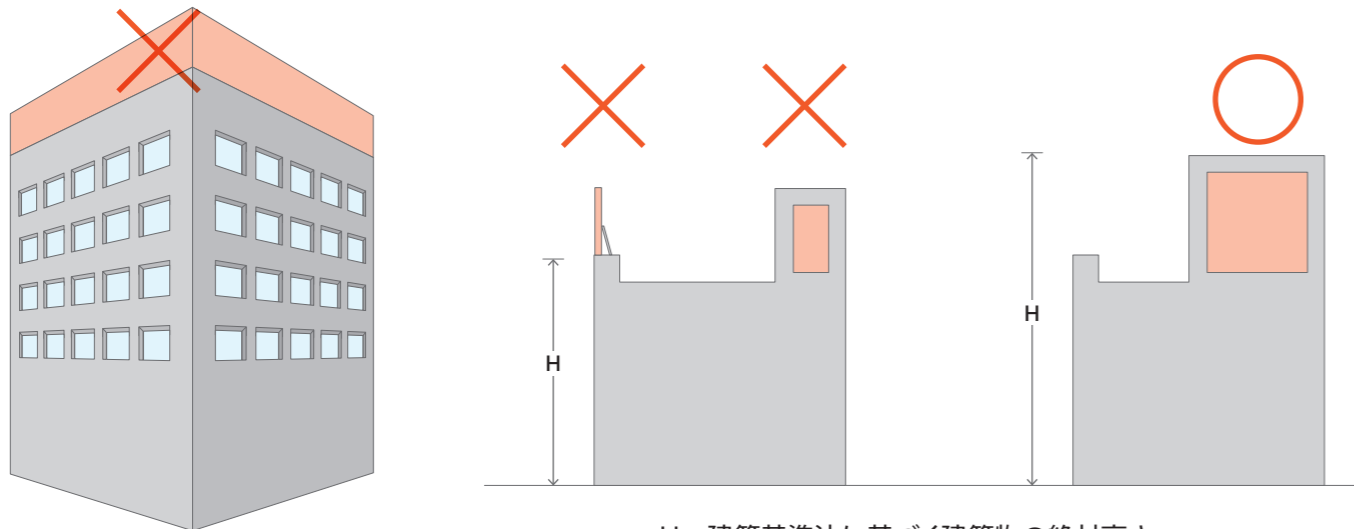
〈彩度の高い2色〉



〈彩度の高い色と黒との組合せ〉



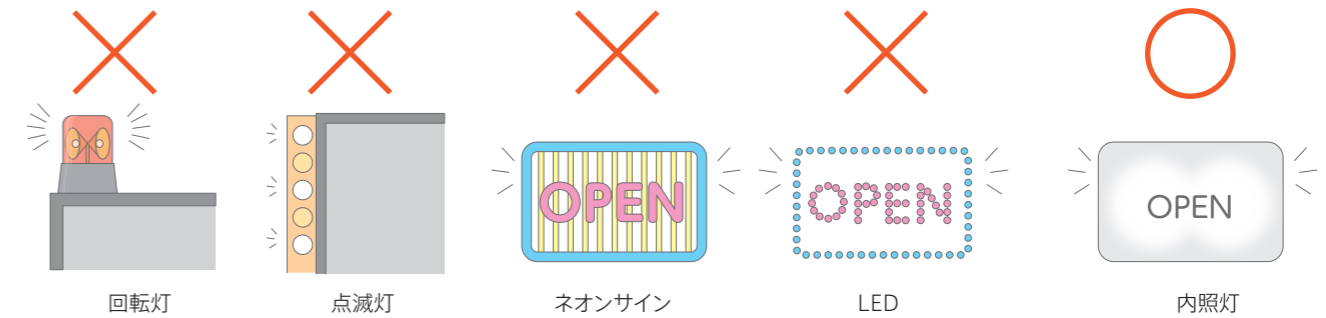
③ 屋上利用



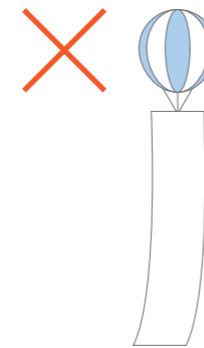
H: 建築基準法に基づく建築物の絶対高さ

④ 回転灯, 点滅灯, ネオンサイン, LED の使用禁止

(適用除外) 内照式, 駐車場の満空表示等, 必要最小限かつ小規模なものは許容する。

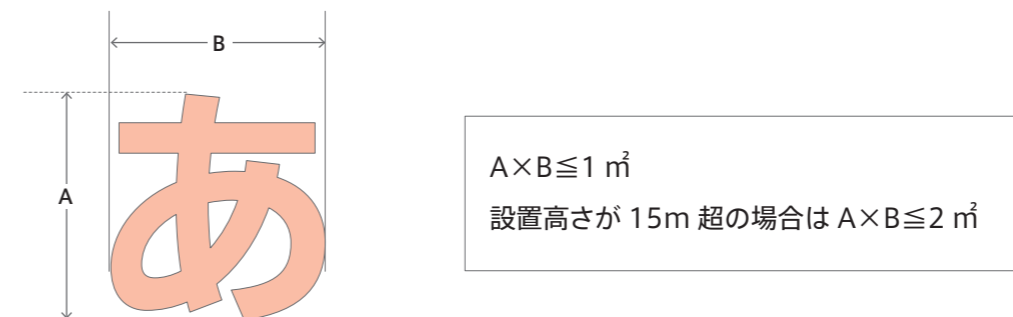


⑤ アドバルーンの使用禁止



⑥ 1文字の大きさ

1文字当たり1㎡以下。地上からの高さが15mを超える箇所に掲出する場合は, 2㎡以下にできる。



すべての屋外広告物に適用される共通の基準

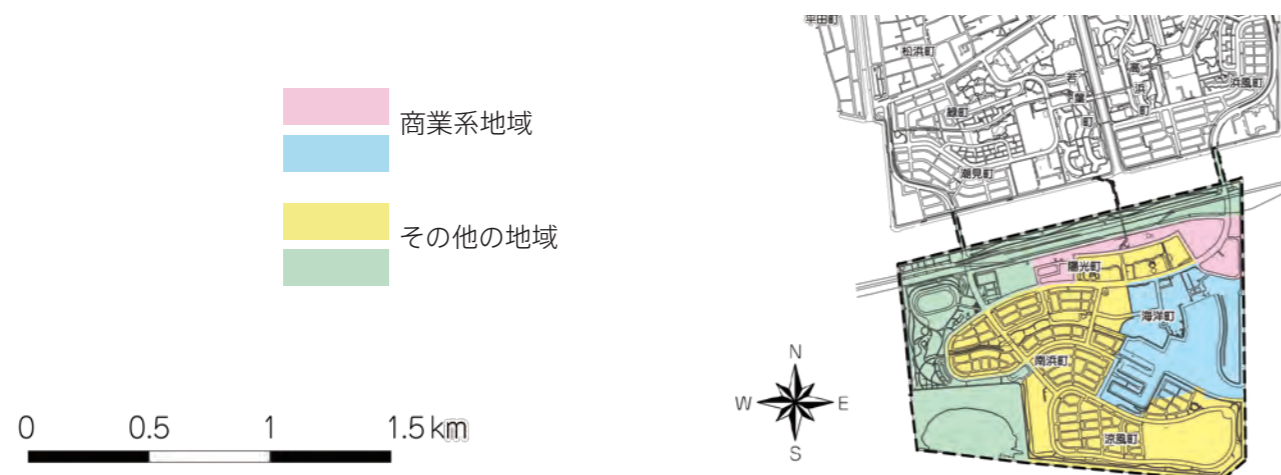
- (1) 位置, 形状, 面積, 材料, 色彩, 意匠等を周囲の景観と調和したものとする。
- (2) 広告物の裏面・側面, 広告物を掲出する物件にあっては, 塗装その他の装飾をし, かつ, その装飾を表示面と調和したものとする。
- (3) 照明を使用する広告物等にあっては, 昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか, 夜間の景観に配慮すること。

地域の区分

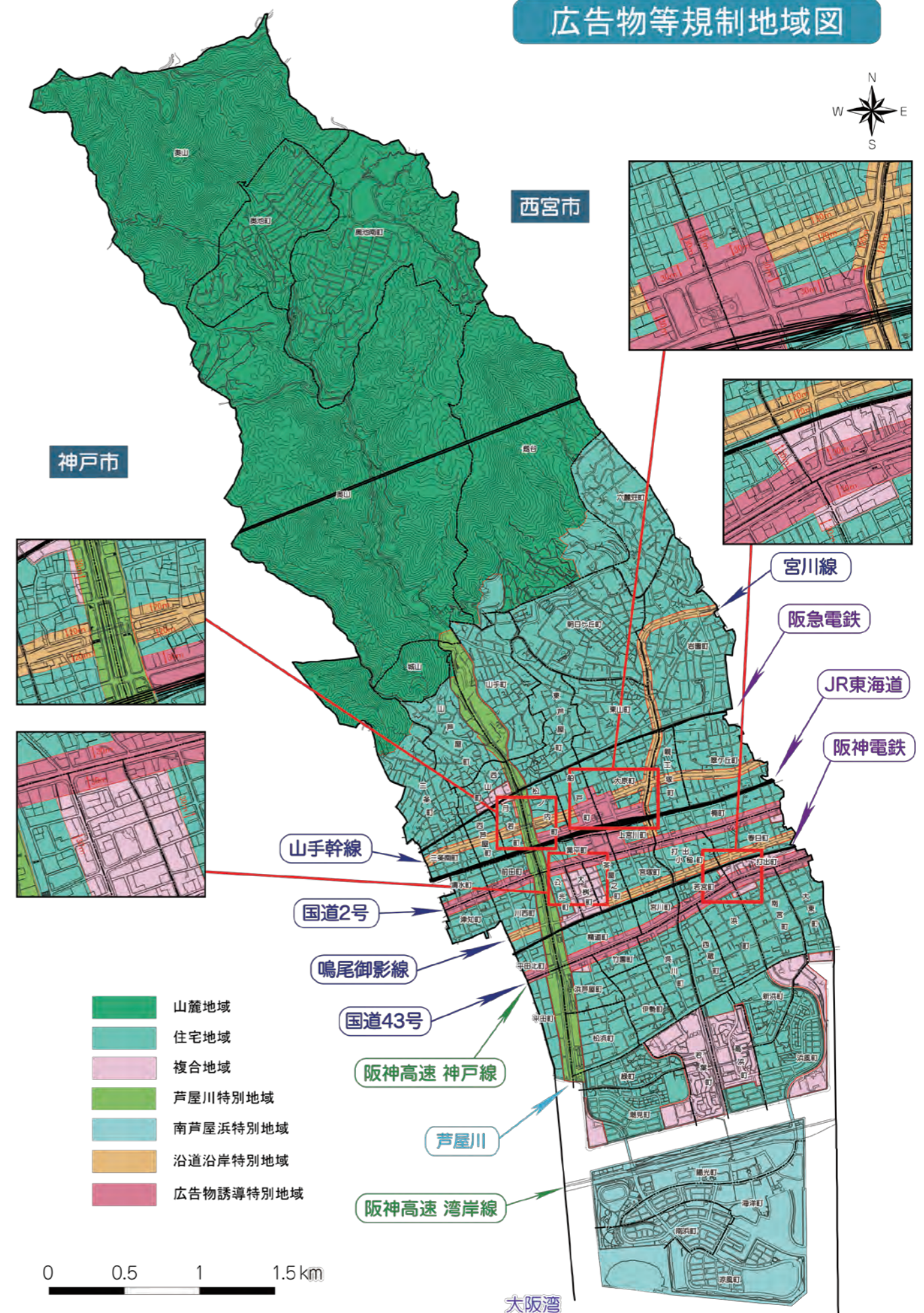
市域全域を下記のとおり区分し、それぞれの地域における基準を設けています。

- (1) 山麓地域：市街化調整区域
- (2) 住宅地域：第1種・第2種低層及び第1種・第2種中高層住居専用地域（一部の地域を除く。）
- (3) 複合地域：第1種・第2種住居地域及び近隣商業地域（一部の地域を除く。）
- (4) 芦屋川特別地域：芦屋川沿岸一帯（芦屋川特別景観地区と同範囲）
- (5) 南芦屋浜特別地域：南芦屋浜
- (6) 沿道沿岸特別地域：鳴尾御影線、山手幹線、宮川線又は宮川（国道2号以北）のそれぞれ境界線から20mの範囲（一部の地域を除く。）
- (7) 広告物誘導特別地域：国道2号、国道43号のそれぞれ境界線から30mの範囲及びJR駅前周辺（一部の地域を除く。）

南芦屋浜特別地域 区分図



広告物等規制地域図



地域 (場所)	(1) 山麓地域 市街化調整区域	(2) 住宅地域 低層・中高層住居 専用地域	(3) 複合地域 住居・商業系地域	(4) 芦屋川特別地域 芦屋川特別景観地区	(5) 南芦屋系特別地域 南芦屋浜	(6) 沿道沿岸特別地域 山崎・鳴尾御影・ 宮川沿道 20m	(7) 広告物誘導特別地域 商業系地域・国道 2 号・ 43 号沿道 30m
1 用途	自家用広告物 ○ 管理用広告物 ○ 案内誘導広告物 ○ その他広告物 ×	○ ○ ○ ×	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2 種類	① 壁面利用 ○ ② 壁面突出 × ③ 敷地内建植 ○ ④ 敷地外建植 × ⑤ 垣・塀利用 ○ ⑥ のぼり旗 × ⑦ 置看板 ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
3 許可を要さない	自家用広告物等 (1 事業所当り) 管理用広告物等 (一団の土地、 建築物当り)	5 m以下かつ 3 枚以下 5 m以下かつ 3 枚以下	10 m以下かつ 3 枚以下 10 m以下かつ 3 枚以下	3 m以下かつ 3 枚以下 3 m以下かつ 3 枚以下	3 m以下かつ 3 枚以下 3 m以下かつ 3 枚以下	3 m以下かつ 3 枚以下 3 m以下かつ 3 枚以下	5 m以下かつ 3 枚以下 5 m以下かつ 3 枚以下
4 総量規制	1 事業所当り 一団の土地、 建築物当り	4 枚以下 20 m以下	規定なし 規定なし	3 枚以下 (近商・商業地域は除外) 10 m以下 (近商・商業地域は除外)	3 枚以下 (商業系地域は 4 枚以下) 10 m以下 (商業系地域は 20 m以下)	4 枚以下 20 m以下	規定なし 規定なし
5 色彩	禁止色 (一切の使用禁止) アクセント色 (表示面の 1/30 以下) 規制色 (2 色以下かつ 表示面積制限)	・各色相の最も彩度が高 い色 ・明度が 9 を超える無彩 色 ・Y・Y・R・R で彩度が 12 を超える色 ・その他の色相で彩度が 8 を超える色	・各色相の最も彩度が高 い色 ・明度が 9 を超える無 彩色 ・Y・Y・R・R で彩度が 10 を超える色 ・その他の色相で彩度 が 8 を超える色	・各色相の最も彩度が高 い色 ・明度が 9 を超える無 彩色 ・Y・Y・R・R で彩度が 10 を超える色 ・その他の色相で彩度 が 8 を超える色	・各色相の最も彩度が高 い色 ・明度が 9 を超える無 彩色 ・Y・Y・R・R で彩度が 10 を超える色 ・その他の色相で彩度 が 8 を超える色	・各色相の最も彩度が 高い色 ・明度が 9 を超える無 彩色 ・Y・Y・R・R で彩度が 12 を超える色 ・その他の色相で彩度 が 8 を超える色	・各色相の最も彩度が 高い色 ・明度が 9 を超える無 彩色 ・Y・Y・R・R で彩度が 12 を超える色
6 ① 壁面利用	面積 個当り 5 m ² 以下・ 占用壁面の 1/5 以下 高さ 上端高 10m 以下 その他 (禁止事項)	個当り 5 m ² 以下・ 占用壁面の 1/5 以下 上端高 10m 以下	個当り 5 m ² 以下・ 占用壁面の 1/5 以下 上端高 10m 以下	個当り 5 m ² 以下・ 占用壁面の 1/5 以下 上端高 10m 以下	個当り 5 m ² 以下・ 占用壁面の 1/10 以下 上端高 10m 以下	個当り 5 m ² 以下・ 占用壁面の 1/5 以下 上端高 10m 以下	個当り 20 m ² 以下・ 占用壁面の 1/5 以下 (但し近商・商業地域占用壁 面の 1/4 以下)
② 壁面突出	面積 出幅 高さ その他 (禁止事項)	・壁面の外郭線から突 出不可 ・窓や開口部をふさが ない ・同一意匠のもの壁面 1 枚 1 方向 1 m ² 以下 建築物の壁面 から 1 m 以下 上端高 4.5m 以下 道路上の掲出・突出不可 (歩道上は可)	・壁面の外郭線から突 出不可 ・窓や開口部をふさが ない ・同一意匠のもの壁面 1 枚 1 方向 1 m ² 以下 建築物の壁面 から 1 m 以下 上端高 4.5m 以下 道路上の掲出・突出不可	・壁面の外郭線から突 出不可 ・窓や開口部をふさが ない ・同一意匠のもの壁面 1 枚 1 方向 1 m ² 以下 建築物の壁面 から 1 m 以下 上端高 4.5m 以下 道路上の掲出・突出不可	・壁面の外郭線から突 出不可 ・窓や開口部をふさが ない ・同一意匠のもの壁面 1 枚 1 方向 1 m ² 以下 建築物の壁面 から 1 m 以下 上端高 4.5m 以下 道路上の掲出・突出不可	・壁面の外郭線から突 出不可 ・窓や開口部をふさが ない ・同一意匠のもの壁面 1 枚 1 方向 1 m ² 以下 建築物の壁面 から 1 m 以下 上端高 4.5m 以下 道路上の掲出・突出不可 (歩道上は可)	・壁面の外郭線から突 出不可 ・窓や開口部をふさが ない ・同一意匠のもの壁面 1 枚 1 方向 1 m ² 以下 建築物の壁面から 1.5m 以下かつ道路境界から 1 m 以下 上端高 4.5m 以下 ・歩道上への突出 下端 2.5m 以上 道路上の掲出・突出不可
③ 敷地内建植	面積 数量 高さ 相互間距離	一方 5 m ² 以下 2 基以下 上端高 5 m 以下 禁止	一方 5 m ² 以下 2 基以下 上端高 5 m 以下 禁止	一方 5 m ² 以下 2 基以下 上端高 5 m 以下 禁止	一方 2 m ² 以下かつ 個当り 4 m ² 以下(但し近商・ 商業地域 5 m ² 以下 かつ個当り 10 m ² 以下) 2 基以下 上端高 5 m 以下 (近商・商業地域は 7 m 以下)	一方 2 m ² 以下かつ 個当り 4 m ² 以下(但し商業 系地域 5 m ² 以下 かつ個当り 10 m ² 以下) 2 基以下 上端高 5 m 以下 (但し、商業系地域 2 基以下)	一方 20 m ² 以下かつ 個当り 40 m ² 以下 2 基以下 上端高 15 m 以下
④ 敷地外建植	面積 数量 高さ 相互間距離	一方 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	一方 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	一方 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	一方 2 m ² 以下かつ 個当り 4 m ² 以下(但し商業 系地域 5 m ² 以下 かつ個当り 10 m ² 以下) 1 基 上端高 5 m 以下 (商業系地域は 7 m 以下)	一方 2 m ² 以下かつ 個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 (但し、近商・商業地域 1/4 以下) ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可	一方 20 m ² 以下かつ 個当り 40 m ² 以下 2 基以下 上端高 15 m 以下 相互間距離 5 m 以上
⑤ 垣・塀利用	面積 数量 その他 (禁止事項)	個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/10 以下 ・ 1 個 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可	個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 (但し、近商・商業地域 1/4 以下) ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可	個当り 5 m ² 以下 設置面の 1/5 以下 (但し、近商・商業地域 1/4 以下) ・ 2 個以下 垣・塀の外郭線から 突出不可
⑥ のぼり旗	面積 相互間距離	個当り 2 m ² 以下 5 m 以上 禁止	個当り 2 m ² 以下 5 m 以上 禁止	個当り 2 m ² 以下 5 m 以上 禁止	個当り 1 m ² 以下 設置面の 1/10 以下 ・ 1 個 垣・塀の外郭線から 突出不可 禁止	個当り 2 m ² 以下 合計 8 m ² 以下 5 m 以上 禁止	個当り 2 m ² 以下 合計 8 m ² 以下 5 m 以上 禁止
⑦ 置看板	面積 数量 その他 (禁止事項)	一方 0.5 m ² 以下かつ 個当り 1 m ² 以下 1 基 道路上掲出不可	一方 0.5 m ² 以下かつ 個当り 1 m ² 以下 1 基 道路上掲出不可	一方 0.5 m ² 以下かつ 個当り 1 m ² 以下 1 基 道路上掲出不可	一方 0.5 m ² 以下かつ 個当り 1 m ² 以下 1 基 道路上掲出不可	一方 0.5 m ² 以下かつ 個当り 1 m ² 以下 1 基 道路上掲出不可	一方 0.5 m ² 以下かつ 個当り 1 m ² 以下 1 基 道路上掲出不可

大規模店舗等における自家用広告物の緩和

■緩和を受けられる店舗等

- ① 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
- ② 消費生活協同組合法に基づく500㎡を超える店舗
- ③ 農業協同組合法に基づく500㎡を超える店舗
- ④ 小売業・物品加工修理業を行う500㎡を超える店舗（飲食店業を除く。）
- ⑤ 飲食店業を行う1,000㎡を超える店舗
- ⑥ 駐車場法に基づく駐車部分の面積が500㎡以上の路外駐車場

■緩和の内容

駐車場表示広告物等について下記のとおり総量規制の対象から除外することができる

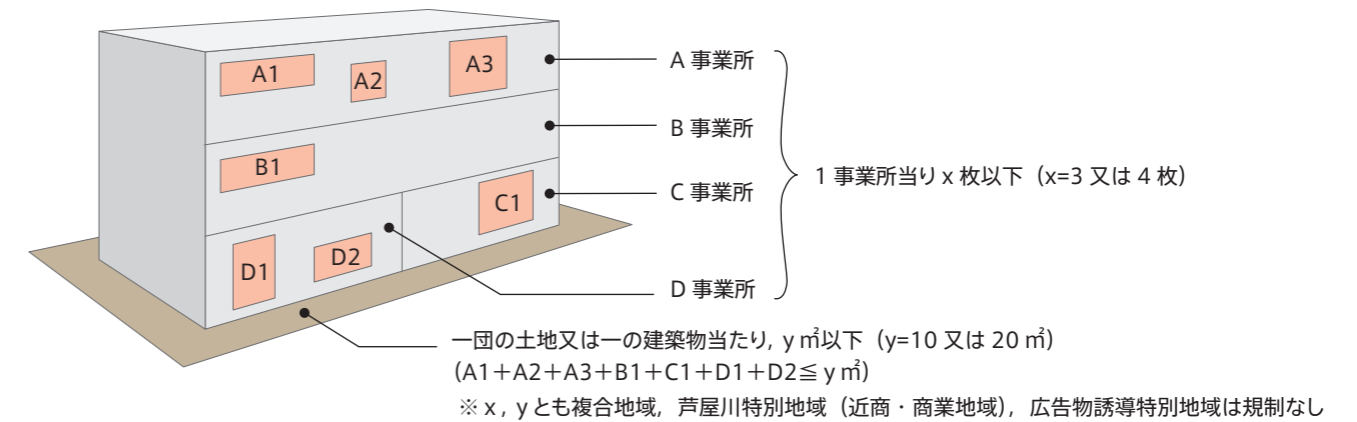
	(1) 山麓地域	(2) 住宅地域	(3) 複合地域	(4) 芦屋川 特別地域 <small>(近商・商業地域を除く)</small>	(5) 南芦屋浜地域	(6) 沿道沿岸 特別地域	(7) 広告物誘導 特別地域
総量規制	10㎡以下	20㎡以下	なし	10㎡以下 商業 20㎡以下	20㎡以下	なし	
駐車場表示 広告物等を 総量に含ま ない面積	5㎡まで	10㎡まで	なし	5㎡まで 商業 10㎡まで	10㎡以下	なし	
駐車場表示 広告物等の 枚数	総量規制の基数・個数に算入しない (ただし置看板は除く)						

■超大規模店舗等における緩和

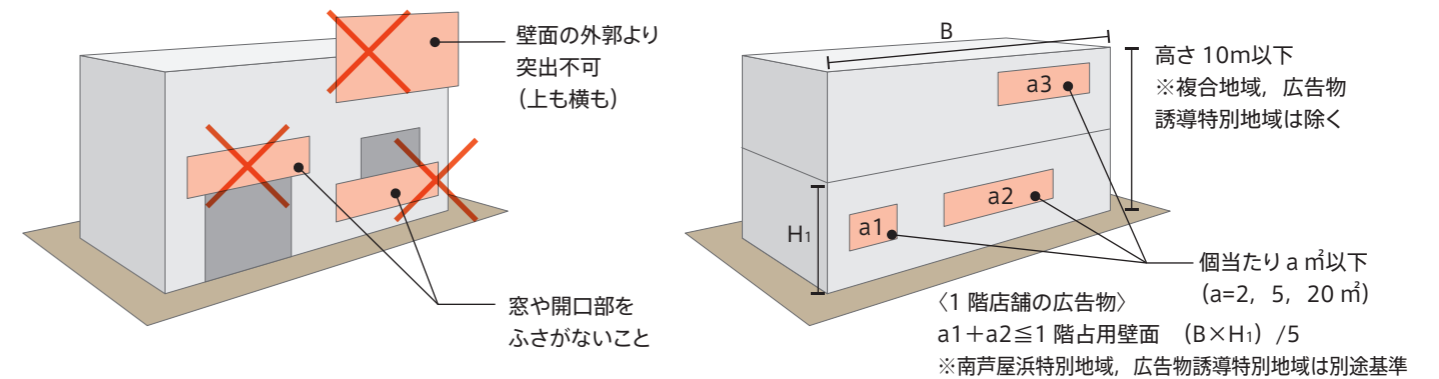
店舗面積が10,000㎡を超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、さらに緩和できる可能性があります。事前に余裕をもってご相談ください。

各基準の考え方・例

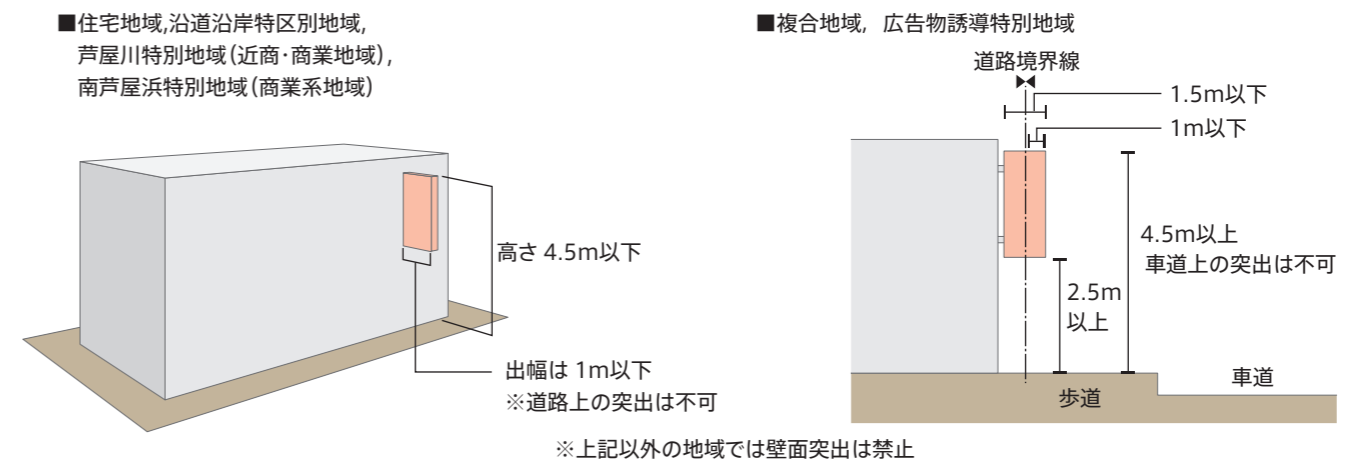
総量規制の考え方



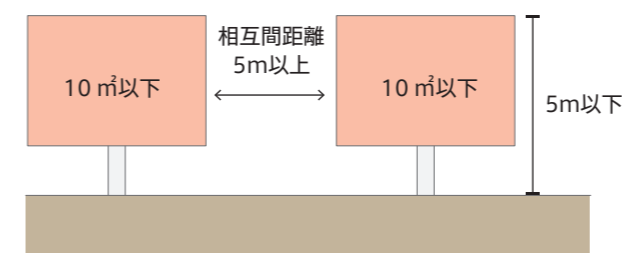
壁面利用の考え方



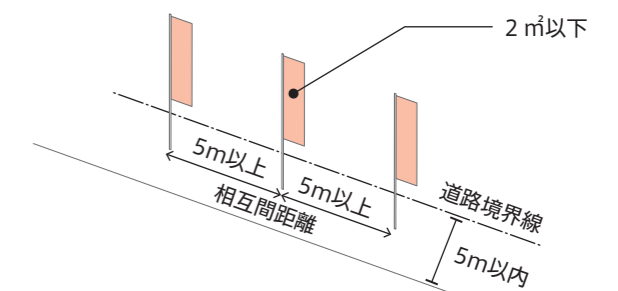
壁面突出の考え方



敷地外建植の考え方



のぼり旗の考え方



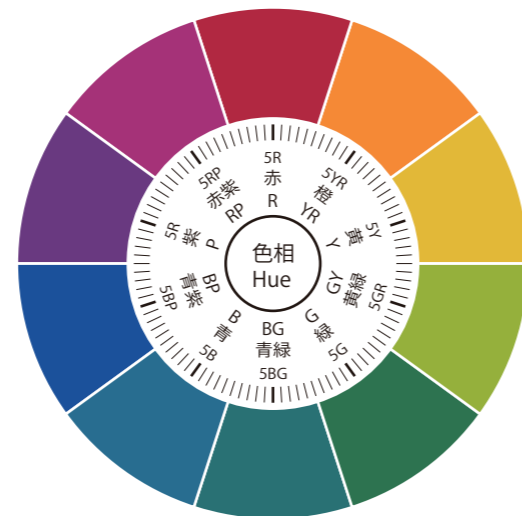
色彩

色のものさし

色は、色相、明度、彩度の三つの属性で表すことができます。これを組み合わせて色を表すしくみがマンセル表色系です。マンセルは、日本塗料工業会の標準見本帳に対応しており、相互に値を換算することができます。

色相

色相は、色あいを指します。10種類の基本色系（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）があり、その頭文字のアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその割合を示す0～10の数字を組み合わせ、10R(=0YR)や5Y(5は各基本色系の中心)などのように表現します。

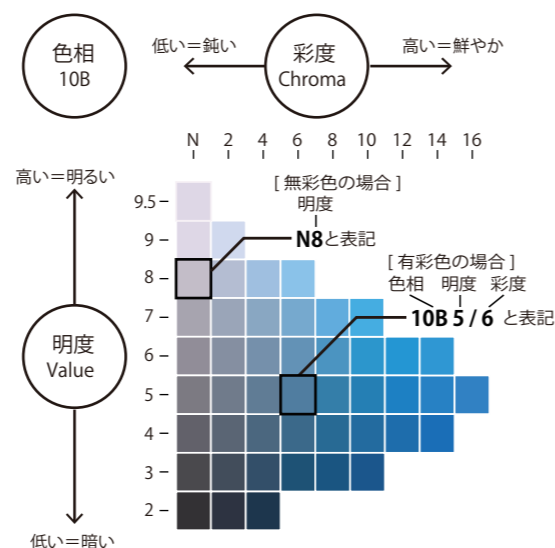


明度

明度は、色の明るさを指します。0～10の数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなって10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

彩度

彩度は、色の鮮やかさの割合を指します。0～14程度までの数値で表し、色味の無い鈍い色ほど数値が小さくなり、白、黒、グレーといった無彩色はNで表し、彩度0となります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤（R）の原色の彩度は14程度となります。色彩の最も鮮やかな彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青、青緑や緑などは8～10程度となります。



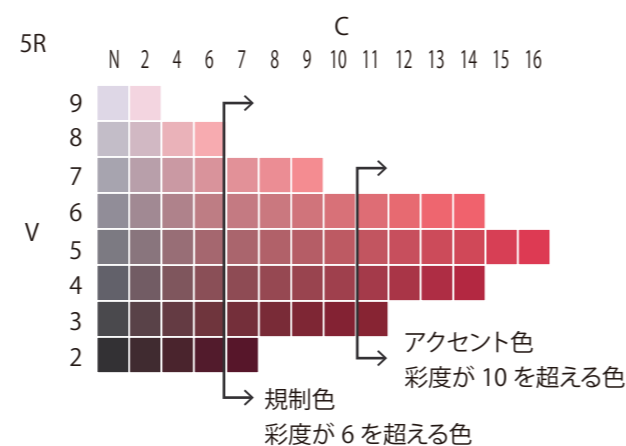
マンセル記号の表記法

マンセルでは、色の三属性を色相、明度、彩度の順で右図中のように表します。

アクセント色・規制色

Y・YR・R系の色相とその他の色相にわけ、彩度が一定基準を超える色を規制しています。

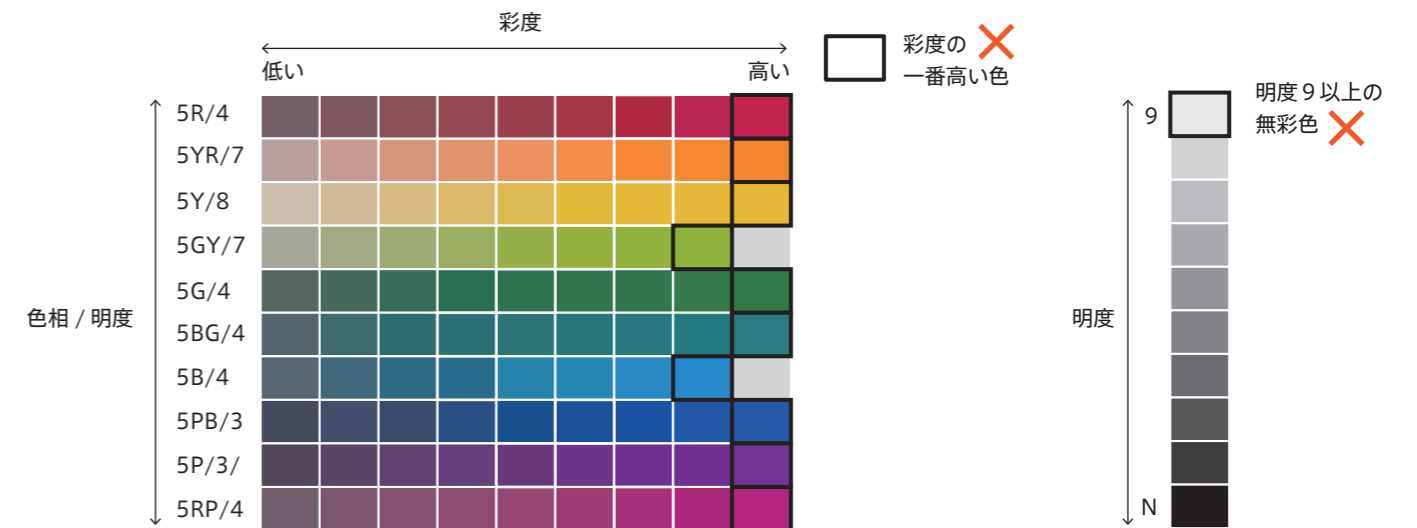
- ・アクセント色は表示面の1/30以下
- ・規制色は2色以下かつ表示面の1/5以下
(複合地域及び広告物誘導特別地域は1/3以下)



配色の例

✗ 禁止色…………… 一切の使用を禁止

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色



○ アクセント色…………… 表示面の1/30以下に限り使用可

〈山麓地域の例〉 Y,YR,Rで彩度10を超える色。その他の色相で彩度8を超える色。



〈複合地域の例〉 Y,YR,Rで彩度12を超える色。その他の色相で彩度8を超える色。



○ 規制色…………… 2色以下かつ表示面の1/5以下に限り使用可

〈山麓地域の例〉 Y,YR,Rで彩度6を超える色。その他の色相で彩度4を超える色。



〈複合地域の例〉 Y,YR,Rで彩度8を超える色。その他の色相で彩度6を超える色。

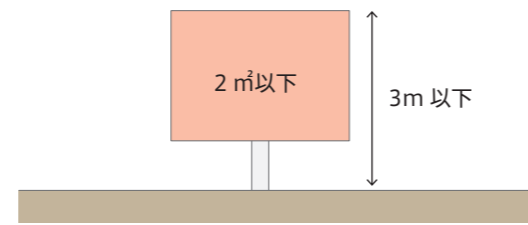


案内誘導広告物

(1) 面積

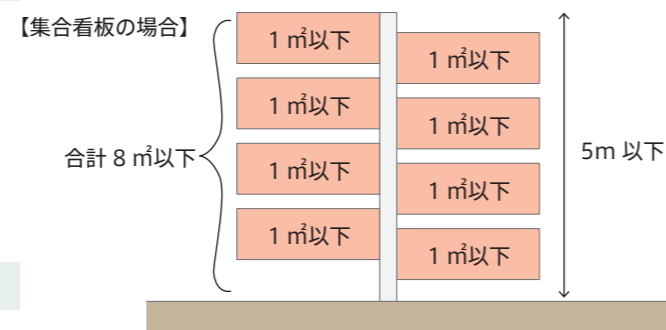
1方向の表示面積は2㎡以下。

複数の施設へ誘導するために表示する集合看板については、8㎡以下かつ1施設当たり1㎡以下。



(2) 高さ (建植に限る。)

上端高さ3m以下 (集合看板等は5m以下)。

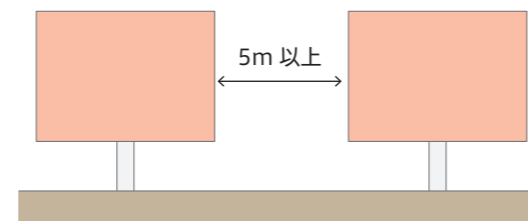


(3) 誘導距離

案内誘導しようとする施設から10km以下の場所に設置すること。

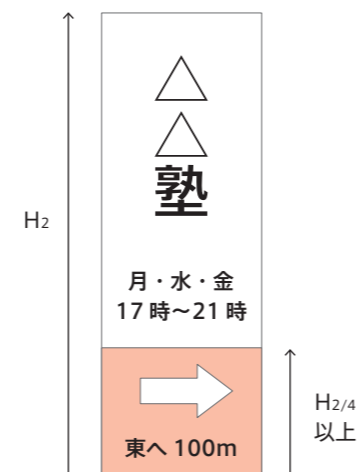
(4) 相互間距離 (建植に限る。)

5m以上。



(5) その他

- 案内誘導のために必要最小限の事項のみ表示すること。
- 方向や距離等、誘導に係る部分の面積を全体の1/4以上とすること。
- 集合看板については、形状、面積、材料、色彩、意匠等を統一すること。



その他の屋外広告物

(1) 電柱利用

① 規格

ア) 突出：縦1.2m以下, 横0.45m以下

イ) 巻付：縦1.5m以下, 1方向の表示面の面積0.5㎡以下

② 数量：電柱1本につき, 突出・巻付各1個

③ 下端の道路面からの高さ

ア) 突出：4.5m以上 (歩道上は2.5m以上)

イ) 巻付：1.2m以上

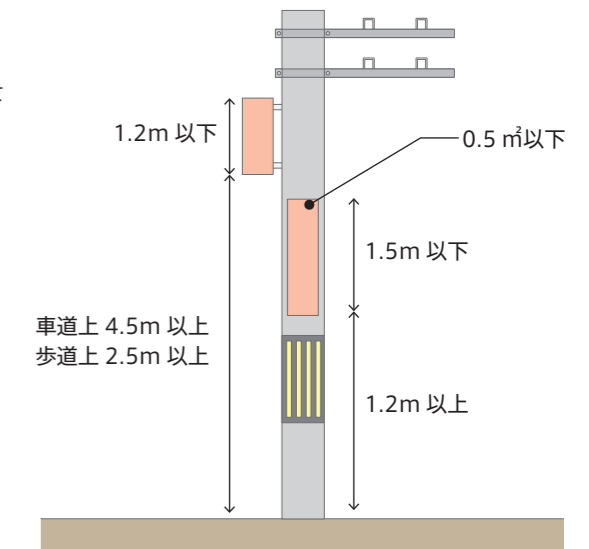
④ 設置場所：交通信号機から5m以上離すこと

⑤ その他 (突出に限る。)

ア) 設置の方向が歩道側・路肩側であること

イ) 電柱から0.15m以上離し,

上下端を塗装した帯鉄で取り付けること



(2) 街灯利用

① 目的：商店街名, 町名等を表示するもの

② 面積：1方向の表示面の面積0.2㎡以下

③ 数量：街灯1本につき, 1個

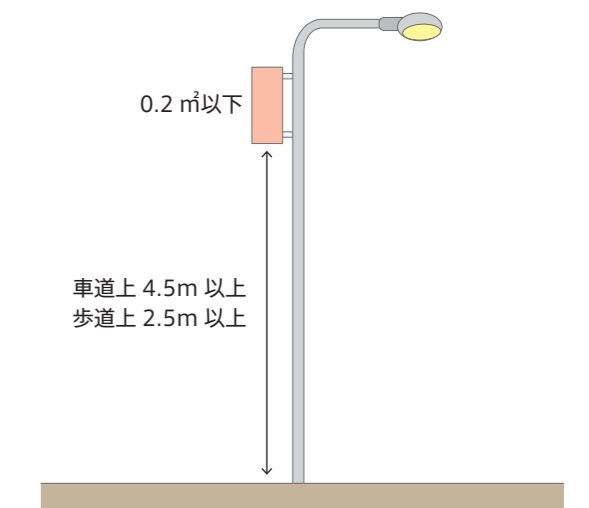
④ 下端の道路面からの高さ

ア) 突出：4.5m以上 (歩道上は2.5m以上)

イ) 巻付：1.2m以上

⑤ 設置場所：交通信号機から5m以上離すこと

⑥ その他：同一商店街に表示するものは規格を統一すること

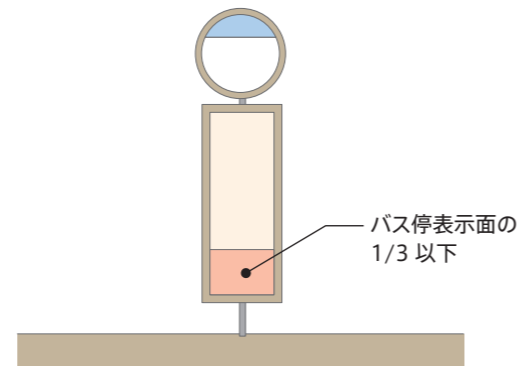


電柱・街灯利用広告物の禁止区域

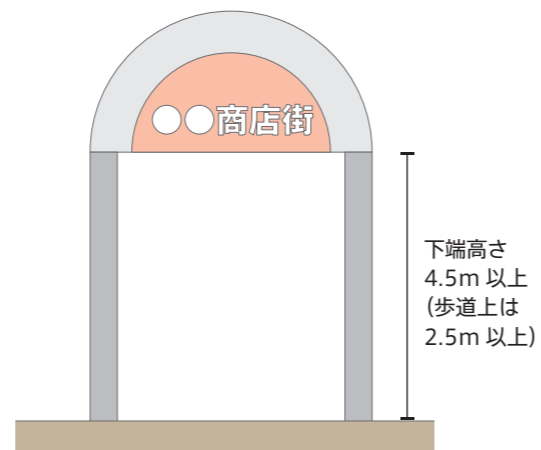
- 市街化調整区域
- 芦屋浜
- 南芦屋浜
- 芦屋川の護岸及び河口に面する道路上

(3) バス停留所標識利用

- ① 面積：表示板の面積の1/3以下
- ② 数量：標識1本につき、1個
- ③ その他：車両の進行方向から見えない面に表示すること。

**(4) アーチ利用**

- ① 目的：商店街名、町名等を表示するもの
- ② 高さ：下端高さ4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

**(5) アーケード利用**

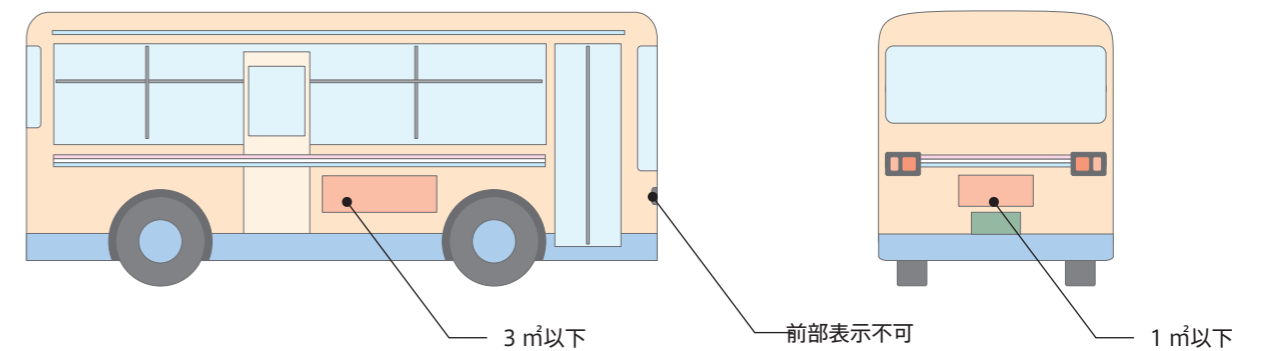
- ① 面積：1方向0.5㎡以下
- ② 数量：設置者1人につき、1個
- ③ 高さ：下端高さ4.5m以上（歩道上は2.5m以上）
- ④ その他：同一商店街に表示するものは、規格を統一すること。

**自動車に表示する広告物****宣伝車**

消防車、救急車と紛らわしくないものとする。

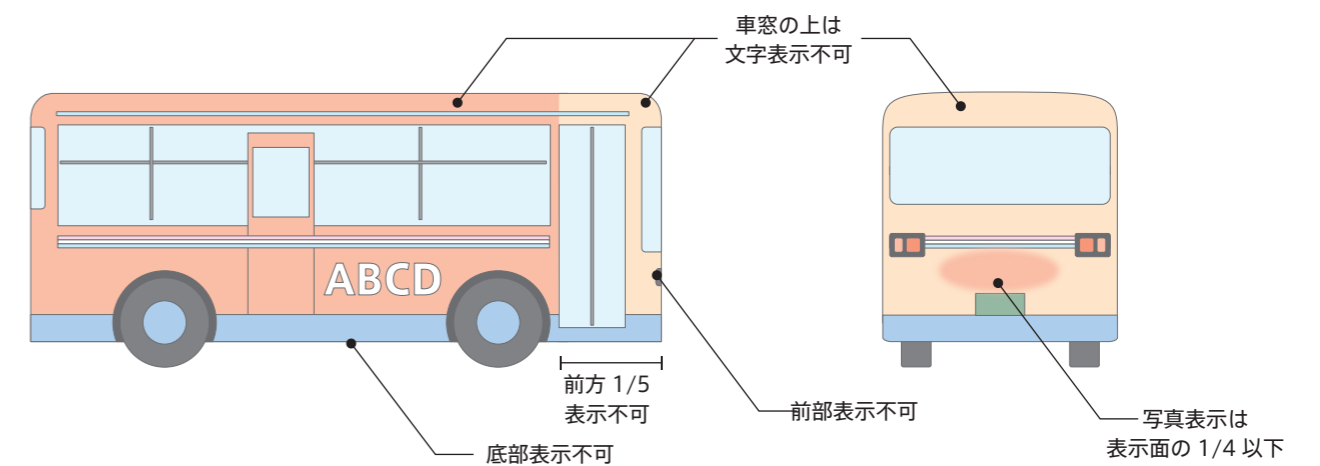
路線バス

- ① 面積：側部3㎡以下、後部1㎡以下
- ② 色彩：彩度が8を超える部分の面積は、表示面の1/2以下とすること。
- ③ その他：前部に表示しないこと。

**ラッピングバス**

- ① 数量：1車体につき1広告
- ② 色彩：彩度が8を超える部分の面積は、表示面の1/2以下とすること。
- ③ その他
 - ア) 前部・底部と、側部のうち前方1/5の部分には表示しないこと。
 - イ) 写真を使用する部分の面積は、表示面の1/4以下とすること。
 - ウ) 車両設備と紛らわしくないものとする。
 - エ) 文字数は必要最小限にすること。
 - オ) 車窓上部に文字を表示しないこと。

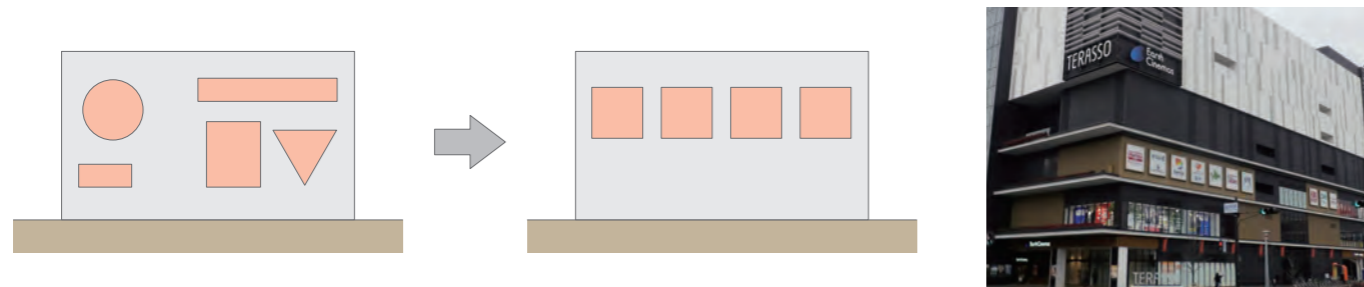
※事前に景観アドバイザー会議の意見を聴く必要があります。



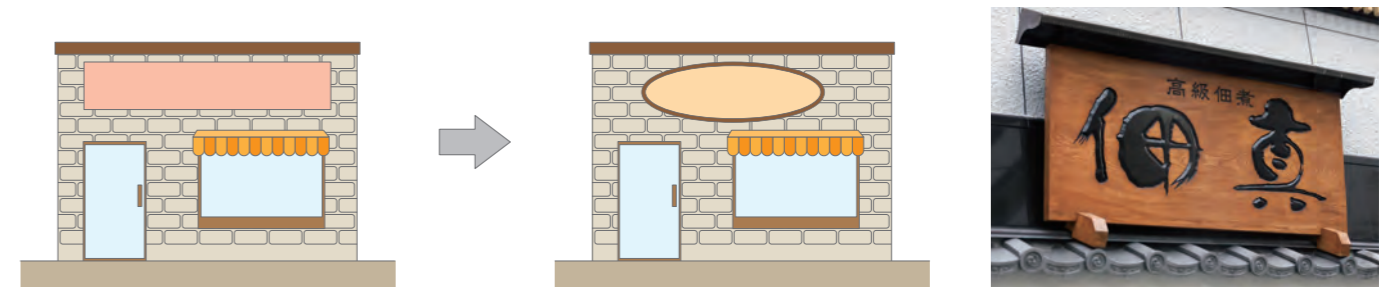
よりよい広告物の具体例

● 統一感のある落ち着いた広告デザイン

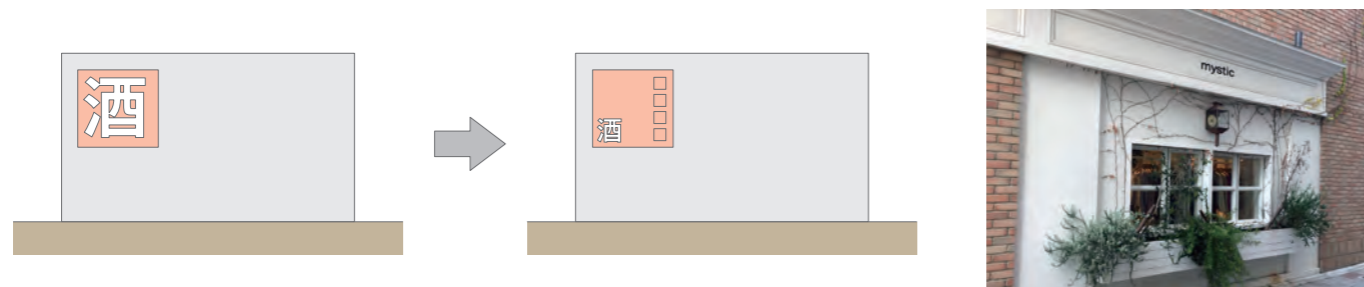
形を整える・そろえる



自然の素材感・質感を活かす



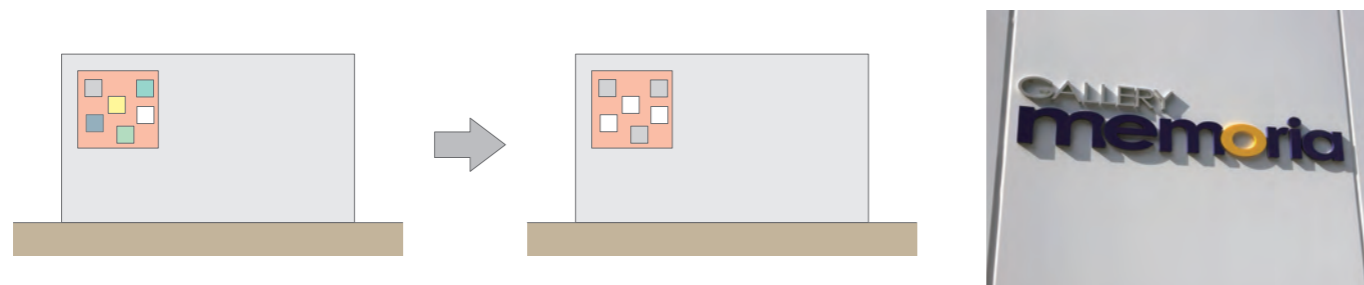
文字の大きさに留意する



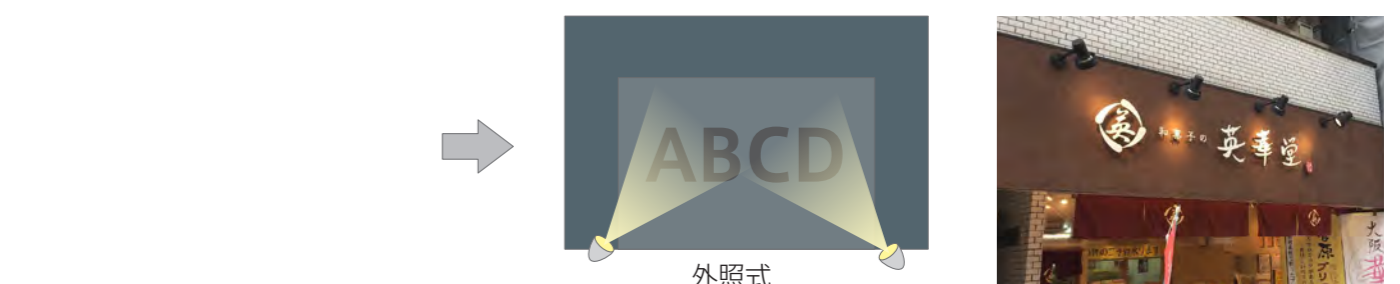
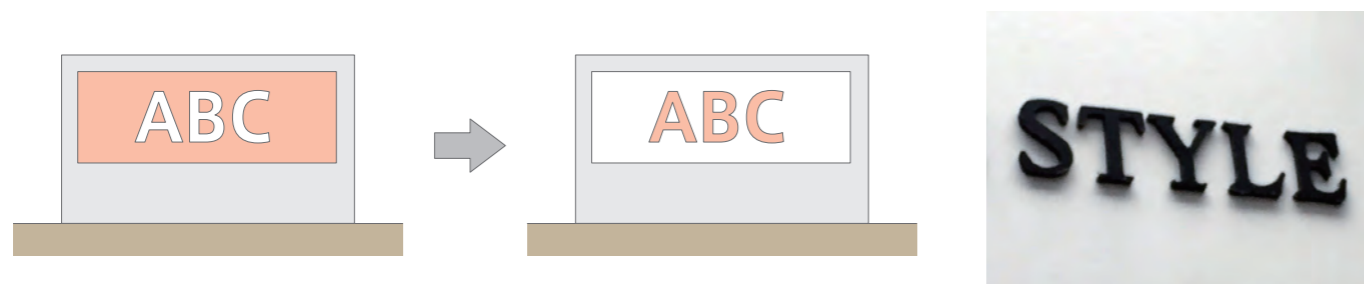
ネオン管を LED 内照式やバックライトや外照式にする



色数を抑える

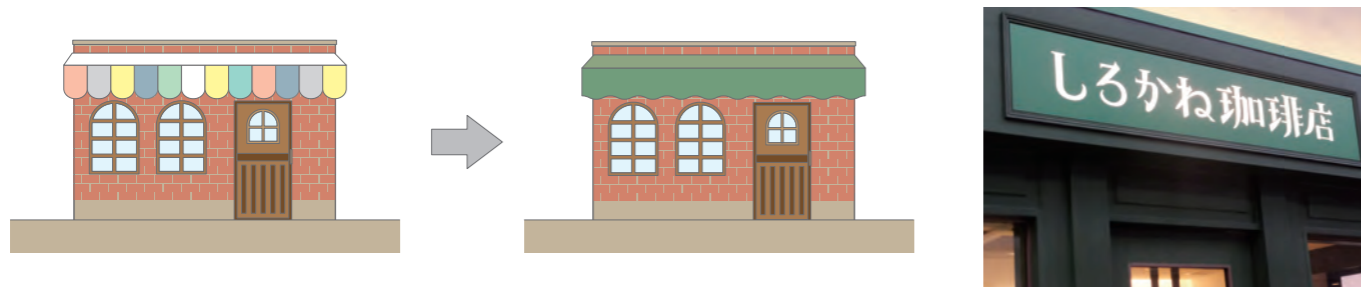


図と下地を反転させる

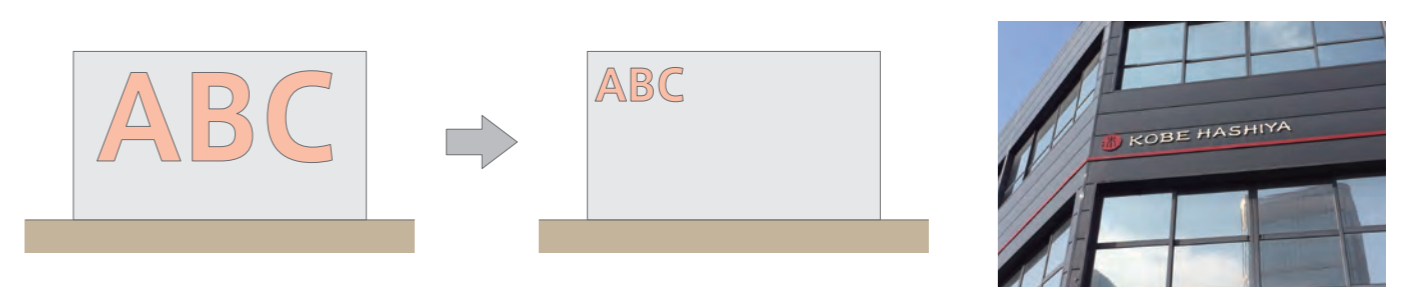


●周囲との調和を考える

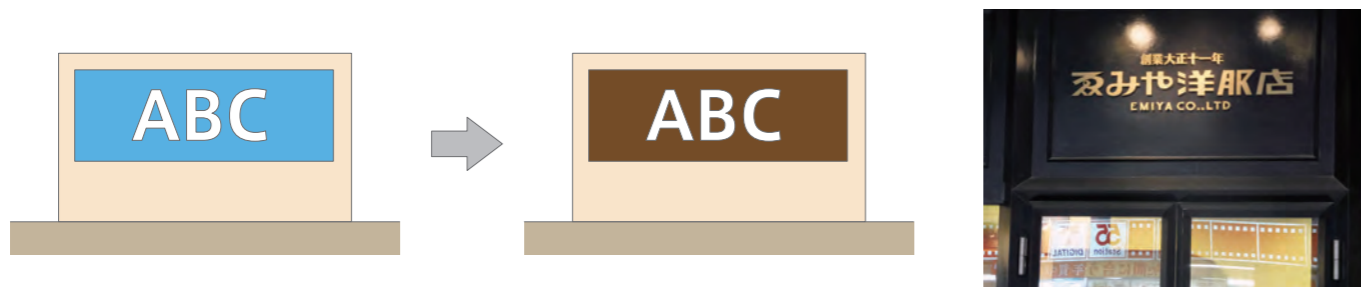
建物と広告物の色やデザインを調和させる



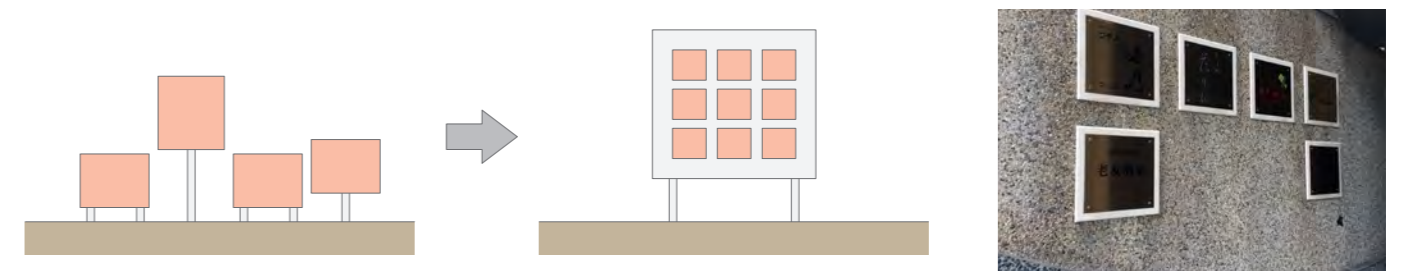
建築物とのスケール感に留意する



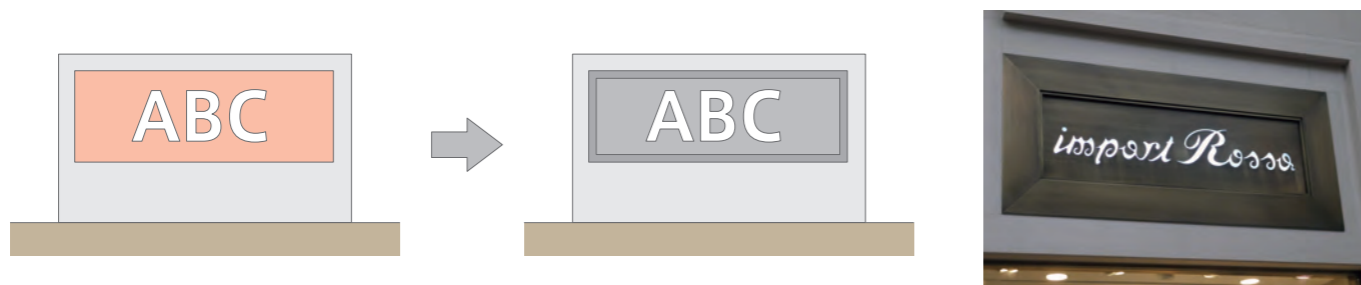
背景や建物の外壁色を調和した色とする



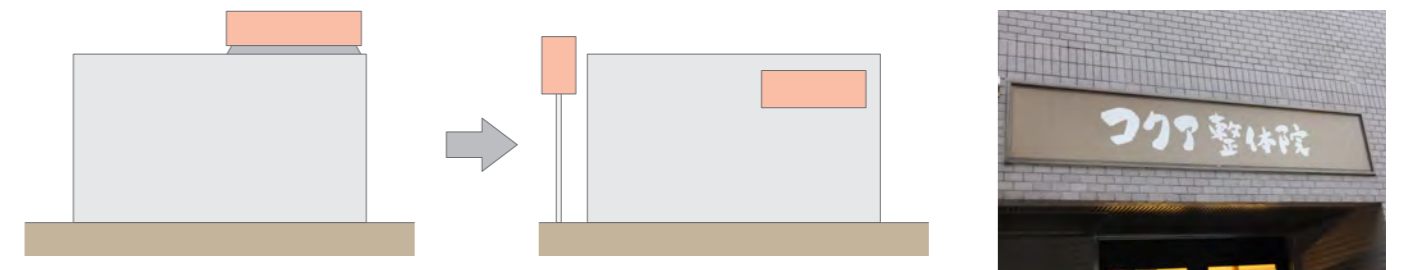
建物看板をまとめる



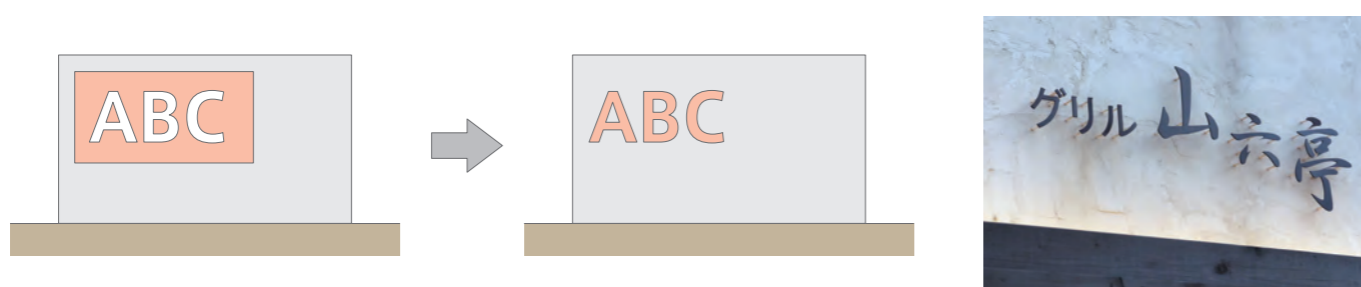
表示面に無彩色又は建物の色にあわせた額縁をつける



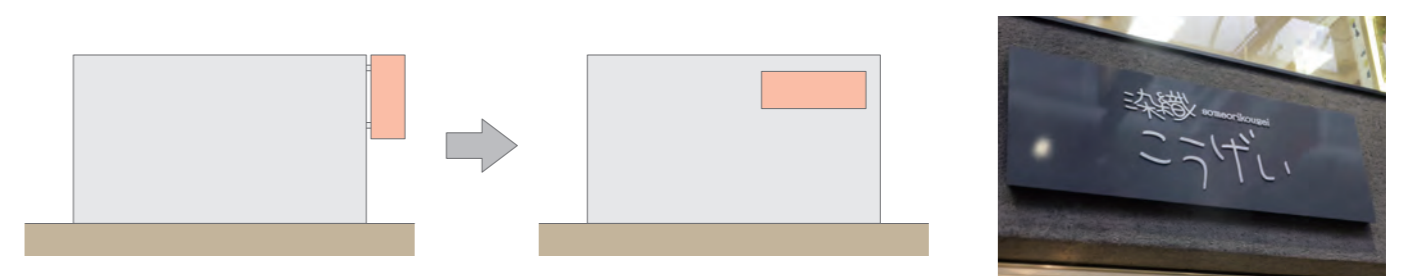
屋上利用を壁面利用や敷地内建植に変える



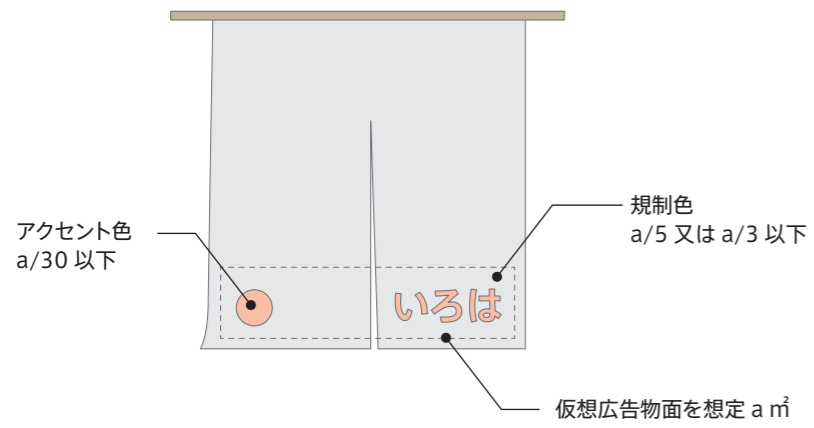
パネル表示を切り文字に変える



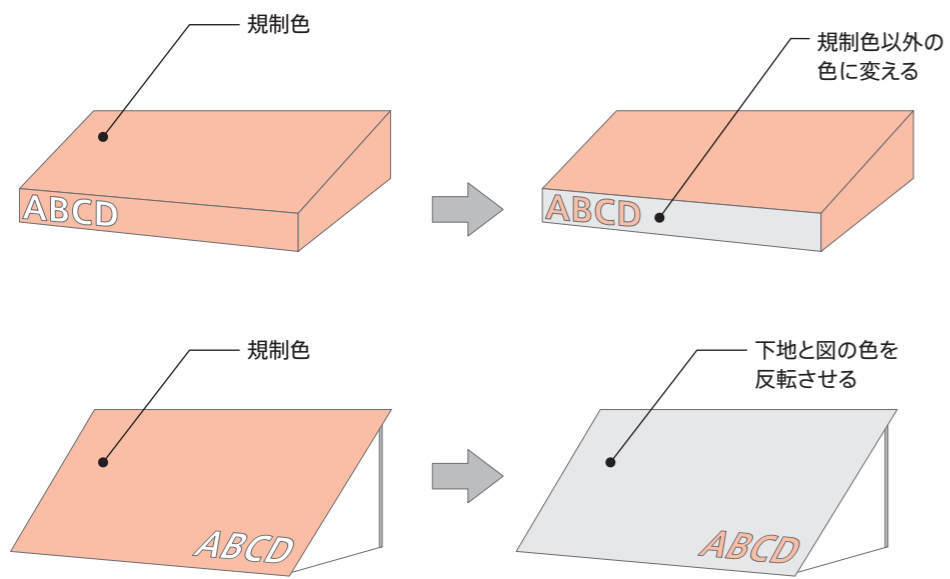
壁面突出を壁面利用に変える



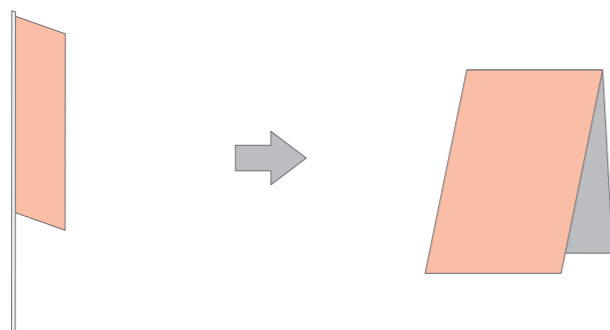
のれんの扱い



テント文字の扱い



のぼり旗を置看板に変える



● デザインに配慮した公共広告物

おだやかな色彩で下地と図を調和させる (共通)



● イメージを品格よく表現する

和・洋・中のイメージを品格よく表現する



和食



洋食



中華

切り絵などで表現する

